

平成24年度

訪問看護
(訪問看護ステーション)

集団指導資料



平成25年2月13日

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasadou/jigyousyasadou_00003.html

目 次

日時：平成25年2月13日（水）
場所：岡山ふれあいセンター研修室

資料1	指導監査について	
・	介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	1
資料2	介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例制定について	
・	条例制定の概要	4
・	省令との対照表（訪問看護・介護予防訪問看護関係部分）	別冊
資料3	事業運営上の留意事項	
・	主な関係法令	24
・	実施に当たっての留意事項について	30
・	介護報酬の算定上の留意事項について	37
資料4	訪問看護関係資料	
・	変更届（必要書類・提出方法）	44
・	体制届（必要書類・提出方法）	53
・	介護報酬Q&A	62
・	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取扱いについて	75
・	制度別対象疾患について	79
・	成年後見制度について	82
・	岡山市地域包括支援センターについて	86
・	高齢者虐待防止について	90
・	岡山市介護保険事故報告事務取扱要領	94
・	岡山県「介護サービス情報の公表」制度について	97
・	介護職員等による喀痰吸引（たんの吸引・経管栄養）について	100
・	各種感染症関係	109
資料5	事業者指導課（在宅指導係）からのお知らせ	113
・	質問票	115

資料1 指導監査について

介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

(1) 基本方針

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために実施するもの。

① 集団指導

原則として、毎年度1回、対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

② 実地指導

介護サービス事業者等の所在地において、実地指導担当者が施設内巡視、保存書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○ 指導内容について

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。(必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。)

ア 事前に提出を求める書類等 (主なもの)

- ・ 申込者及び家族等に対し交付し説明する「重要事項を記載した説明文書」
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (直近の1ヶ月又は4週間)
- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者 (入所・通所サービスのみ)
- ・ 自己点検シート (人員・設備・運営編)
- ・ 自己点検シート (介護報酬編) その他

2 監査

(1) 基本方針

サービスの内容について、勧告、命令等行政上の措置に該当する内容であると認められる場合やその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために実施するもの。

■ 介護(予防)給付にかかる不正(が疑われる)内容 ■

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行っています。

3 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査

介護保険サービス事業者の不正事案を防止して介護保険サービスの適切な運営を確保する観点から、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を受け、厚生労働省では、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」することし、岡山県において、平成20年度から順次この国の方針を踏まえ、営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を実施してきたところです。岡山県からの事務移譲を受けて、本市においてはそれを引き継いで実施します。

本年度が、当該監査実施の最終年度となります。予定では2月中に対象事業所に通知予定としておりますので、事業者指導課から監査実施通知のあった事業所は、期限内に提出していただくようお願いします。

なお、報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので十分留意してください。

4 報酬請求指導

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

5 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の举证責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。※
- ④加算報酬上の基準要件を満たし解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合は、適切な取扱いとなるよう指導します。

※平成19年3月1日付 厚生労働省介護保険指導室事務連絡 『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & Aについて』参照。

(別紙)

加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指 導 が 不 適 切	<p>○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分 ・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分 ・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている ・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分 ・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分 <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
基 準 等 不 適 合	<p>○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</p>	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監 査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

資料2 介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る 条例制定について（平成25年4月1日施行）

《 条例制定の概要 》

この資料は、本市独自基準の内容のうち、訪問看護に係る部分の概要をまとめています。なお、現時点では、条例施行規則及び解釈通知は「案」であり、内容が変わることがあります。

なお、文中の「法」は、「介護保険法（平成9年法律第123号）」のことです。

○独自基準について

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、施設においては、できる限り家庭に近い居住環境を整えるため、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 プライバシー保護、人権擁護のため
- 3 利用者負担軽減のため
- 4 サービスの質向上のため

《 目 次 》

（基本方針等）	《頁》
1 暴力団員の排除	・・・ 5
2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施	・・・ 6
4 地域包括支援センターとの連携	・・・ 8
（運営基準）	
15 多様な手法を用いた評価	・・・ 9
16 成年後見制度の活用支援	・・・ 10
17 研修の機会確保	・・・ 11
18 別居親族への訪問系サービス提供の制限	・・・ 12
25 運営規程の整備	・・・ 18
27 記録の保存期間を2年から5年へ延長	・・・ 19

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

介護保険サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【居宅サービスの例】

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。

3～6 （略）

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の三の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において既に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

（ポイント）

※平成25年4月末日までに、すべての訪問看護ステーションにおいて、誓約書及び役員等名簿を提出すること。

2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

○基準条例

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等を努力義務とする規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。なお、障害福祉サービスでは、「利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と厚生労働省令で規定されています。

【居宅サービスの例】

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5, 6 (略)

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(2) (略)

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(ポイント)

※各事業所ごとに虐待防止責任者を設置するとともに、従業者に対して、虐待防止研修を実施すること。

※利用者の居宅において虐待を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報すること。

4 地域包括支援センターとの連携

○基準条例

サービスの提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への求めがあった場合の参加を努力義務とします。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

【居宅サービスの例】

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条（略）

5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

《解釈通知の案》

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(3)（略）

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

【訪問看護の例】

（居宅介護支援事業者等との連携）

第70条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

15 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

【訪問看護の例】

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第73条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ サービスの質の評価

指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、必要に応じて訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

(ポイント)

※多様な評価の手法とは、例えば利用者又はその家族からの評価(アンケート)なども含まれる。

16 成年後見制度の活用支援

○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

【訪問看護の例】

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第73条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ サービスの質の評価
(略)

※ 成年後見制度の活用支援

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問看護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

17 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

従業員の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【訪問看護の例】

(勤務体制の確保等) ☆準用

第32条 (略)

3 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定訪問看護事業者は、従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ 勤務の体制等の記録

(略)

※ 研修の実施及び人材育成

指定訪問看護事業所の看護師等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

18 別居親族への訪問系サービス提供を制限

○基準条例

訪問介護員等が、その別居親族に対するサービス提供を制限する規定を新設します。また、別居親族に対するサービス提供を制限する親族の範囲について、規則において明確にします。

○対象サービス

訪問介護，訪問看護（これらの介護予防サービスを含む。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護

○条例の考え方

家族介護と保険給付対象サービスを明確に区分します。ただし、利用者が離島，山間のへき地その他の地域であって，その別居の親族からサービスの提供を受けなければ，必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについて例外規定を設け，詳細については規則において明確にします。

【訪問看護の例】

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第76条 指定訪問看護事業者は，看護師等に，その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（別居親族に対するサービス提供の制限）

第77条 指定訪問看護事業者は，看護師等に，その別居の親族である利用者であって，規則で定めるものに対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。ただし，別居の親族である利用者に対する指定訪問看護が規則で定める基準に該当する場合には，この限りでない。

【規則の案】

（別居の親族）

第2条 条例第26条及び第77条に規定する規則で定める者は，訪問介護員等又は看護師等との関係が，次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族及び姻族

(3親等内の血族)

子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、おい・めい、おじ・おば、父母、祖父母、曾祖父母

(3親等内の姻族)

子の配偶者、孫の配偶者、ひ孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、おい・めいの配偶者、おじ・おばの配偶者

配偶者の兄弟姉妹、配偶者のおい・めい、配偶者のおじ・おば、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母

(別居の親族に対する指定訪問看護に係るサービス提供の制限の例外)

第5条 条例第77条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 指定訪問看護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問看護の提供を受けなければ、必要な訪問看護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
 - (2) 指定訪問看護が法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。
 - (3) 指定訪問看護が条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書に基づいて提供されること。
 - (4) 指定訪問看護を提供する看護師等の当該指定訪問看護に従事する時間の合計時間が当該看護師等が指定訪問看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 指定訪問看護事業者は、条例第77条ただし書及び前項の規定に基づき、看護師等にその別居の親族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問看護計画書の実施状況等からみて、当該指定訪問看護が適切に提供されていないと認めるときは、当該看護師等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ 別居親族に対するサービス提供の制限

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問看護を受けなければ、必要な訪問看護

の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）とする。
- ② 指定訪問看護事業所は、当該事業所の看護師等に、当該看護師等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する訪問看護を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する訪問看護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定訪問看護事業所の看護師等は、当該看護師等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての訪問看護の実施が計画された場合は、直ちに、管理者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した訪問看護が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する訪問看護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 看護師等が別居親族の訪問看護に従事する時間の合計時間が当該看護師等の訪問看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の訪問看護が「身内の看護」ではなく、「訪問看護事業所の従業者による看護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定訪問看護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、看護師等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者に対して必要な指揮命令を行うこと。

(ポイント)

※別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止する。

- ・ 管理者は、事業所の看護師等と利用者に親族関係があるかどうかについて必ず確認し、看護師等としてサービス提供させることがないように管理すること。
- ・ 看護師等は、利用者との関係が「別居親族」に該当する場合、直ちに、管理者にその旨を報告すること。

- ・例外規定に該当し「別居親族」に対する訪問看護を行わせる場合は、事前に、別居親族に対する訪問看護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出ること。

【提出書類】

- ①別居親族に対するサービス提供に関する届出書
- ②居宅サービス計画
- ③訪問看護計画書
- ④勤務シフト表

- ・例外規定を認める地域は、次のとおりとする。

【対象地域】

離島振興対策実施地域・・・犬島

振興山村・・・旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉）

旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉）

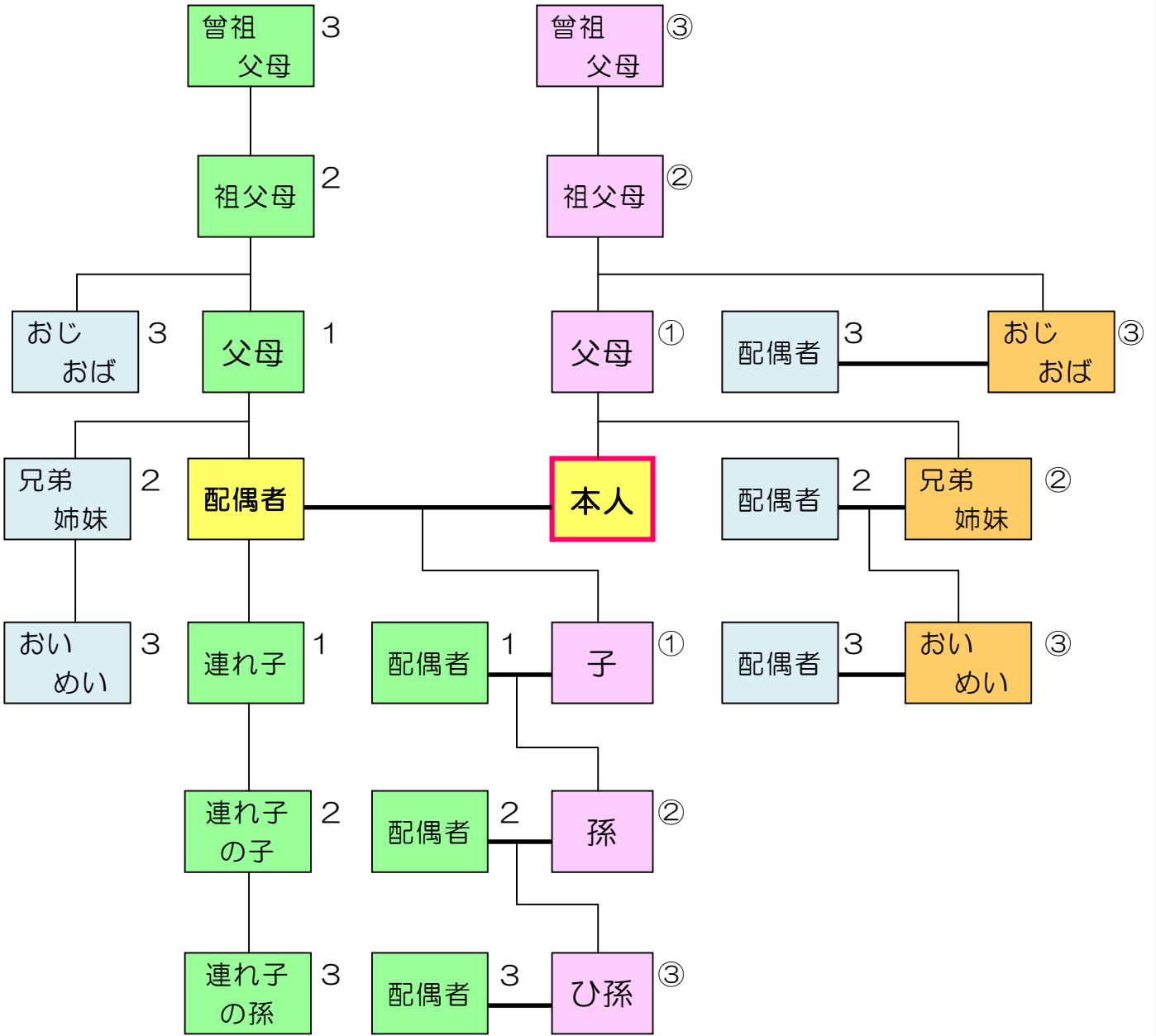
旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉）

旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）

- ・事前の届出がない場合、及び届出後に要件を満たしていない訪問看護が行われた場合は、介護報酬の返還を求めるものとする。



親族図 ～別居親族：3親等内の血族及び姻族（配偶者を含む）の範囲～



直系 姻族	直系 血族	傍系 姻族	傍系 血族
----------	----------	----------	----------

※数字は親等を表します。なお、○数字は血族を、数字のみは姻族を表しています。

※同居の家族については、上記以外でもサービス提供し介護報酬を請求することはできません。

別居親族に対するサービス提供に関する届出書（暫定版・訪問看護）

年 月 日

岡山市長 様

（事業者名）

（代表者職・氏名）



別居親族に対する訪問看護サービスの提供について

下記の利用者に対して、別居親族である看護師等による訪問看護サービスの提供が必要と考えますので以下のとおり届出します。

記

訪問看護 事業所	法人名								
	事業所名				事業所番号				
	所在地	〒		電話番号					
	管理者氏名								
看護師等	氏名				利用者との続柄				
	住所								
	他の利用者への訪問看護	有（月 回、担当人数 名） ・ 無							
利用者	氏名			年齢		性別		要介護度	
	住所								
	被保険者番号			認定有効 期間	年 月 日～ 年 月 日				
	疾患名等	認知症・（ ）		認知症高齢者生活自立度 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ					
介護支援 専門員	氏名								
	事業所名				事業所番号				
別居親族である看護師等による訪問看護サービスが必要な理由									
訪問看護 事業所の 方針	別居親族看護 師等に対する 行動管理方法								

※添付書類 ① 居宅サービス計画書【写】等 ② 訪問看護計画書【写】③ 勤務シフト表

25 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故（発生の防止及び）発生時の対応、虐待を防止するための措置に関する事項、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。さらに、入所系サービスについては、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続についても、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

【訪問看護の例】

（運営規程）

第79条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ 虐待の防止のための措置に関する事項

指定訪問看護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

27 記録の保存期間を2年から5年へ延長

○基準条例

従業者の勤務記録、介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め、保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

公費の過払いの場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから、返還請求において特に必要となる記録についても含め、文書の保存期間を5年間とします。

【訪問看護の例】

（勤務体制の確保等） ☆準用

第32条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ 勤務の体制等の記録

指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

（記録の整備）

第80条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問看護計画書
- (2) 訪問看護報告書
- (3) 第74条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録
(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(9) 法第40条に規定する介護給付及び第71条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

《解釈通知の案》

(1) 運営に関する基準

※ 記録の整備

利用者に対する指定訪問看護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、介護保険法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

(素案)

平成25年3月●日
岡事指第 号

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び
指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第74条第1項及び第2項並びに第70条第2項第1号の規定による「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「居宅条例」という。）については、岡山市条例第85号をもって、法第54条第1項第2号、第105条の4第1項及び第2項並びに第115条の2第2項第1号の規定による「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「予防条例」という。）については、岡山市条例第90号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準もありますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「居宅条例」及び「予防条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「居宅条例」及び「予防条例」において本市独自に規定した基準等について、市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

3 運営規程の変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることとする。

(別紙)

岡山市指定居宅サービス等及び岡山市指定介護予防サービス等 に係る本市独自基準の運用について

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）の選任をすること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

㍑ 基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次のとおり読み替える。

資料3 事業運営上の留意事項

1 主な関係法令

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

↓

※平成25年度からは、「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）」、
「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」が適用されます。

- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

↓

※平成25年度からは、「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）」、
「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」が適用されます。

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第127号）

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年老企第25号）

↓

※平成25年度からは、「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準について」も適用されます。

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）

※上記の法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でご確認ください。

文献：介護報酬の解釈 **1** 単位数表編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所）…青本
介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所）…赤本
介護報酬の解釈 **3** QA・法令編 平成24年4月版（発行：社会保険研究所）…緑本

ホームページ

- ・厚生労働省 法令等データベースシステム
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>
- ・厚生労働省 平成24年度介護報酬改定について
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/kaitei.html>
- ・厚生労働省 介護サービス関係Q&A
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html
- ・WAM. NET
<http://www.wam.go.jp/>
- ・岡山市事業者指導課ホームページ
http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html



指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

第2 総論（抜粋）

2 用語の定義

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）**で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法**をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従事者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている**常勤の従業者が勤務すべき時間数**（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）**に達していること**をいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一の職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

1 通則（抜粋）

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

（例）・・・（省略）・・・

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例）・・・（省略）・・・

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、**短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。**

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。（利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかにかかわらず、同様である。）

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護（身体介護中心の場合）と訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については402単位、訪問看護については830単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ402単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、**訪問看護**、訪問リハビリテーションは、**介護保険法**（平成9年法律第123号）**第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。**例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項

1 通則 (抜粋)

(1)算定上における端数処理について (省略)

(2)サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の指定介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3)退所日等における介護予防サービス費の算定について

介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。介護予防訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院日)に介護予防通所介護を機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。なお、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する介護予防訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。

(4)同一時間帯に複数種類の介護予防訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの介護予防訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、介護予防訪問介護と介護予防訪問看護、又は介護予防訪問介護と介護予防訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

(5)介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2の定義上、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支援者の居宅以外で行われるものは算定できない。

2 実施に当たっての留意事項について

第1 人員に関する基準（基準省令第60条）→（条例第66条）

×看護職員の員数が、常勤換算方法で2.5を下回っている。

×看護職員に対して、労働関係法規を遵守した適正な賃金が支払われていない。

（ポイント）

1 管理者

(1) 訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。

ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

① 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある他の事業所等の管理者としての職務に従事する場合

(2) 管理者は、原則として保健師又は看護師でなければならない。

(3) 管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技術を有する者でなければならない。

2 看護師等

(1) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）

… 常勤換算方法で、2.5以上となる員数（1名以上は常勤）

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

… 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数（配置しないことも可）

※ 指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は指定複合型サービス事業の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数（常勤換算方法で2.5）を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができる。

※ 看護師等に対しては、最低賃金法等の労働関係法規を遵守した適正な賃金を支払うこと。

第2 設備に関する基準（基準省令第62条）→（条例第68条）

（ポイント）

1 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。

- ・他の事業の事務所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで可。
- ・利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
→ 独立した相談室等が望ましいが、パーテーション等で仕切られていれば可。

2 手指洗淨設備（洗面設備、消毒液・ペーパータオル等）、鍵付きロッカーを設置すること。 → 個人情報の保護に留意すること。

第3 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意（基準省令第8条（準用））→（条例第8条（準用））

×「重要事項説明書」と「運営規程」の記載（営業時間、通常の事業の実施地域など）が相違している。

×重要事項の説明を行っていない。

（ポイント）

- ・「重要事項説明書」は、利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるため、まずは当該説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。その後、利用申込者等がサービス提供を希望する場合に同意を文書により得ること。

- ・苦情相談窓口については、事業所の担当者名と連絡先に加えて、

「岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811」

「岡山市事業者指導課 086-212-1013」

及び岡山市以外の市町村が「通常の事業の実施地域」となっている場合は、当該市町村介護保険担当課の連絡先を記載すること。

2 利用料等の受領（基準省令第66条）→（条例第71条）

×通常の事業の実施地域内において、交通費（駐車料金を含む。）徴収している。

（ポイント）

- ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の支払いを受けることができる。

＝通常の事業の実施地域内では交通費（駐車料金を含む。）は徴収できない。

※ 居宅療養管理指導及び医療保険においては、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得た上で交通費の支払いを受けることができる。

3 主治の医師との関係（基準省令第69条）→（条例第74条）

×主治医との密接かつ適切な連携が図られていない。

（ポイント）

- ・指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分に留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。
- ・適切な指定訪問看護を提供するために、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出すること。
- ・利用者の傷病名については、主治医の判断を確認すること。医療保険の給付対象となる場合は、介護保険の訪問看護費は算定しないこと。

4 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（基準省令第70条）→（条例第75条）

×訪問看護計画書を准看護師が作成している。

（ポイント）

- ・訪問看護計画書は、居宅サービス計画の内容に沿ったものでなければならない。そのためには、**サービス担当者会議に出席し情報共有することや居宅（介護予防）サービス計画の交付を受け、サービス内容の確認を行うことが重要**となる。
- ・訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び利用者の心身の状況を踏まえて作成されなければならないもので、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。**また、計画書を利用者に交付しなければならない。**
- ・**訪問看護計画書及び報告書の作成は、准看護師はできないので注意すること。**

※条例第75条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録（訪問看護記録書）とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。

5 管理者の責務（基準省令第52条（準用））→（条例第57条（準用））

×管理者が訪問看護業務の実施状況を把握していない。

（ポイント）

- ・管理者は、従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない
- ・管理者が看護職員としての業務を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。

6 運営規程（基準省令第73条）→（条例第79条） 独自基準

（ポイント）

- ・ 条例制定に伴い、運営規程に定めるべき項目が追加されている。
下線のある項目が今回追加した部分。
- ・ 条例制定に伴う運営規程の変更については、平成25年4月末までに届け出ること。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務の内容） ※運営規程記載例

第〇〇条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 保健師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （2）看護師等 保健師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）
理学療法士 1名（非常勤）

看護師等は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

※看護師等は、〇名以上という記載も可能だが、常勤換算2.5名以上という記載は不可。（常勤換算は数値であって、本来の員数ではないため。）

※重要事項説明書には、〇名以上という記載は不可で、利用者に説明する時点での員数（実数）を記載すること。

- （3）営業日及び営業時間
- （4）指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- （5）通常の事業の実施地域
- （6）緊急時、事故発生時等における対応方法

（事故発生時の対応方法） ※運営規程記載例

第〇〇条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（7）虐待防止のための措置に関する事項

（虐待防止のための措置） ※運営規程記載例

第〇〇条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(8) 成年後見制度の活用支援

(成年後見制度の活用支援) ※運営規程記載例

第〇〇条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(9) 苦情解決体制の整備

(苦情解決体制の整備) ※運営規程記載例

第〇〇条 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(10) その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項) ※運営規程記載例

第〇〇条 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

7 秘密保持等 (基準省令第33条(準用))→(条例第35条(準用))

×従業者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われていない。

×サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いることについて、それぞれから文書による同意が得られていない。

×利用者の家族から使用の同意を得る様式になっていない。

(ポイント)

- ・利用者の家族の個人情報を使用する可能性もあるため、利用者だけでなく家族について署名できる様式にしておくこと。

8 苦情処理 (基準省令第36条(準用))→(条例第38条(準用))

- ×苦情処理に関する記録様式(処理簿・台帳等)が作成されていない。
- ×苦情処理の内容が記録様式に記録されていない。
- ×苦情の内容の記録のみで、「その後の経過」、「原因の分析」、「再発防止のための取組み」などが記録されていない。「再発防止のための取組み」が行われていない。

(ポイント)

- ・苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録すること。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うこと。

9 事故発生時の対応(基準省令第37条(準用))→(条例第40条(準用))

- ×事業所として「再発防止のための取組み」が行われていない。
- ×岡山市(事業者指導課)へ報告していない。

(ポイント)

- ・事故の状況等によっては、岡山市(事業者指導課)へ報告を行うこと。
- ・岡山市へ報告する事故は、以下のとおり。
 - … 岡山市介護保険事故報告事務取扱要領(P94)
 - (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合
 - ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービス提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。
 - イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、死因等に疑義が生じる可能性がある場合(トラブルになる恐れのあるとき)は報告することとする。
 - ウ 「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。ただし、通院の場合においては、加療を要しないものを除く。
 - エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。
 - オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに報告書を再提出すること。
 - (2) 事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、食中毒及びインフルエンザ、感染性胃腸炎などの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律」第12条第1項に定める感染症及び疥癬・結核の発生が認められた場合
 - (3) その他、家族から苦情が出ている場合など、岡山市事業者指導課が報告する必要があると認める場合

第4 変更の届出等(介護保険法第75条)

×変更届出書が提出されていない。(運営規程など)

(ポイント)

- ・変更した日から10日以内に提出すること。なお、複数回にわたって変更が発生した場合でも、変更事実の発生日ごとに変更届を作成すること。
- ・変更の届出が必要な事項等は、P44～46を参照すること。

(重要)

- ・条例制定に伴う運営規程の変更並びに(役員等が暴力団員でない旨の)誓約書及び役員等名簿については、平成25年4月末までに届け出ること。
- ・事業所の移転など重要な変更の場合は、事前に岡山市(事業者指導課)と協議すること。

×休止・廃止の届出が、1月前までに提出されていない。

(例：人員基準を満たせなくなったため休止したい、人員基準を満たす見込みが立たないため廃止したいなど。)

(ポイント)

- ・事業所を廃止、又は休止しようとするときは、1月前までに届け出ること。
※現に利用者がいる場合には、他の事業所に引き継ぐことが必要。

(重要)

- ・従業者に欠員が生じた場合には、速やかに岡山市(事業者指導課)に相談し、指導に従うこと。



3 介護報酬の算定上の留意事項について

1 介護保険と医療保険

(ポイント)

- ・介護保険の被保険者であって、要介護（支援）認定を受けている者については、原則として介護保険から給付が行われるが、
 - ①末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者
(留意事項通知・青本P 2 1 5)
 - ②利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として（留意事項通知・青本P 2 2 7）
医療保険の給付対象となるものであり、（介護保険の）訪問看護費は算定しない。
- ・介護保険の区分支給限度基準額を超える場合であっても、本人の希望等の理由により医療保険で請求することはできない。

2 20分未満の訪問看護（平成24年度改正）

(ポイント)

- ・20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものである。
- ・したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の訪問看護を週1回以上含む設定とすること。
- ・訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。

3 短時間に複数の訪問を行う場合の取扱い

(ポイント)

- ・前回提供した訪問看護から概ね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算するものとする。
- ・1人の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定できる。

4 理学療法士等による訪問看護（平成24年度改正）

- (ポイント) 316 単位/回
- ・理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定する。
(留意事項通知・青本P215)
 - ・理学療法士等による訪問看護については、20分以上を1回として、1度の訪問で複数回の実施が可能である。例えば、1度で40分以上の訪問看護を行った場合は2回分の報酬を算定できる。(H24.3.16付Q&A問22・青本P233)
 - ・ケアプラン上、1日のうちに連続して40分以上のサービス提供が、2回分のサービス提供であると位置付けられていれば、2回分のサービス提供として算定して差し支えない。(H21.4.17付訪問リハビリテーションQ&A・緑本P43)

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携（平成24年度新設）

- (ポイント) 2,920 単位/月
- <要介護5の加算> 1月につき800単位加算
<准看護師の減算> 所定単位数の98/100
<急性増悪等の減算> Δ 96 単位/日
- ・訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。
 - ・月額定額報酬であるが、月の途中から訪問看護を利用した場合、又は月の途中で利用を終了した場合は日割り計算を行う。
 - ・月の途中で短期入所生活（療養）介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定する。
 - ・月の途中で、末期の悪性腫瘍又は厚生労働大臣が定める疾病等の状態となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定する。
 - ・その他日割り請求の適用については、緑本P616参照。

6 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い（平成24年度新設）

- (ポイント) 所定単位数に90/100を乗じた単位数
- ・事業所と「同一の建物」に居住する利用者の数が、前年度平均（3月を除く。）で、30人以上の場合は減算対象となる。
 - ・「同一の建物」とは、当該指定訪問看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は旧高齢者専用賃貸住宅に限る。）を指すものである。
具体的には、当該建物の1階部分に指定訪問看護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで

隣接する場合は該当しない。

・「前年度の1月当たりの実利用者の数」の計算方法 → P 5 9

※ 事業所と同一の建物に居住する者に対して、指定訪問看護を実施している場合は、前年度（3月を除く。）の実績が1月以上ある事業所には本減算の適用があり得るので留意すること。計算の結果、減算の対象となる場合については、

平成25年3月15日（必着）までに、「体制の変更」を届け出ること。

7 早朝・夜間・深夜の訪問看護の取扱い

(ポイント) 所定単位数に夜間又は早朝 25 / 100 加算、深夜 50 / 100 加算

- ・夜間＝午後6時から午後10時まで
- ・早朝＝午前6時から午前8時まで
- ・深夜＝午後10時から午前6時まで

※ 居宅サービス計画又は訪問看護計画上、訪問看護のサービスの開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。

8 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算について

(ポイント) 所要時間30分未満の場合 254単位/回
所要時間30分以上の場合 402単位/回

・同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、次のいずれかに該当する場合に算定する。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。

・単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。2人で同時に訪問看護を行う理由を明らかにしておくこと。

9 長時間訪問看護への加算について

(ポイント) 300単位/回

・1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合に算定する。

10 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- (ポイント) 所定単位数に5/100加算
- ・別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号の二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問看護を行った場合に、1回につき100分の5に相当する単位数を加算する。
 - ・この加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできない。

11 緊急時訪問看護加算

- (ポイント) 540単位/月
- ・利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定する。
 - ・当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。

12 特別管理加算（平成24年度改正）

- (ポイント) 特別管理加算（Ⅰ）500単位/月
特別管理加算（Ⅱ）250単位/月
- ・医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
→ 特別管理加算（Ⅰ）500単位
 - ・経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者は、留意カテーテルを使用している状態にある者であるため、特別管理加算（Ⅰ）を算定する。
（H24.4.25付Q&A問4・青本P234）
 - ・特別管理加算の対象となりうる状態の利用者に限り、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設を退所・退院した日においても、訪問看護費を算定できる。
（青本P227、緑本P40）

13 ターミナルケア加算（平成24年度改正）

- (ポイント) 2,000単位/月
- ・死亡日又は死亡日前14日以内に2日以上（死亡日又は死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護を行っている場合にあつては1日以上）、ターミナルケアを行った場合に算定する。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅で死亡した場合を含む。）
 - ・死亡日又は死亡日前14日以内に、医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護を、それぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度において算定する。

14 初回加算（平成24年度新設）

- (ポイント) 300単位/月
- ・利用者が過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であつて新たに訪問看護計画書を作成した場合に、算定する。

（平成21年訪問介護Q&A（Vol.1）問33）下線部読み替え

※ 初回加算は過去二月に当該[指定訪問看護事業所](#)から[指定訪問看護](#)の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは暦月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者に[指定訪問看護](#)を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から[指定訪問看護](#)の提供を受けていない場合となる。また、次の点に留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 一体的に運営している[指定介護予防訪問看護事業所](#)の利用実績は問わないこと。
（[介護予防訪問看護費](#)の算定時においても同様である。）

15 退院時共同指導加算（平成24年度新設）

- (ポイント) 600単位/回
- ・「退院時共同指導」とは、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。
 - ・退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
 - ・退院時共同指導加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。

- ・ 1人の利用者の退院又は退所につき、1回に限り算定できるが、厚生労働大臣が定める状態（＝特別管理加算の対象となりうる状態）にある利用者については、2回算定できる。
- ・ 初回加算を算定している場合は算定しない。

16 看護・介護職員連携強化加算（平成24年度新設）

（ポイント）

250単位／月

- ・ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。
- ・ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に算定する。
- ・ 訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。

17 サービス提供体制強化加算

（ポイント）

6単位／回

<定期巡回・随時対応サービス連携> 50単位／月

次のいずれにも該当すること

- ① すべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項（※）の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。
 ※利用者に関する情報若しくはサービス提供時に当たっての留意事項
 - ・ 利用者のADLや意欲
 - ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・ 家族を含む環境
 - ・ 前回のサービス提供時の状況
 - ・ その他サービス提供に当たって必要な事項
- ③ 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、事業主負担で実施すること。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

- ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ・勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※ 当該加算を算定している事業所においては、職員の割合について、前年4月から2月までの平均を計算し、計算結果が加算の要件を満たさなくなった場合等については、

平成25年3月15日（必着）までに、「体制の変更」を届け出ること。

